

第6章 無差別殺傷事犯に関する研究会の概要

本研究の対象は、分かりにくい動機に基づき、それまでに殺意を抱くような対立・敵対関係が全くなかった被害者に対して、殺意をもって危害を加えた無差別殺傷事件である。これまでの章において、調査対象者の基本的な属性や事件の詳細を明らかにするとともに、背景・要因等の心理的分析を行い、調査対象者の特徴及び特性の描写や、犯行形態、前科、動機別の類型化を試みたが、調査対象者の行為は、一般には了解し難い動機に基づくものであることから、その心理状態の動き、事犯に至る発生機序について適切に理解するためには、専門家による知見が参考になると考えられる。そこで、法務総合研究所においては、本研究報告の作成に当たり、精神科医等の専門家により構成される研究会を開催し、調査結果を提示した上、これらの結果を踏まえて、無差別殺傷事犯者の特徴及び特性、無差別殺傷事犯者の処遇に関する留意点、無差別殺傷事犯の抑止のための方策等についての討論の機会を設けた。

以下は、研究会において、専門家から提出された意見等の概要である。

1 無差別殺傷事犯者の特徴等について

調査対象となった無差別殺傷事犯者の基本的な属性や事件の詳細は第3章、刑事司法機関における処遇の実情は第4章のとおりである。これらの無差別殺傷事犯者の特徴等について、次のような意見が提出された。

- ・ 交友関係（**3-1-6表**）、就労状況（**3-1-7図**）、生計状況（**3-1-8表**）、教育程度（**3-1-9図**）のデータを見ると、交友関係のある友人がいない者、無職の者、収入のない者、中学校卒業・高校中退の者が多く、就労状況、生計状況は良くなく、犯行時の人との付き合いも少なく、学歴も低いと言った特徴があつて、無差別殺傷事犯者が社会的弱者である一面が強く示されていると考えられる。
- ・ 対象者の前科の内容（**3-1-11図**）を見ると、比較的、放火の前科を有する者が多い。放火は、手段の容易さに比して重大な結果が引き起こされるものであつて、弱者の犯罪と呼ばれることもある。放火の前科を有する者が無差別殺傷事件を敢行する場合、同様の弱者型の犯罪としての無差別殺傷事犯を行っているのではないかと考えられる。弱者型では、被害者の選定方法等で犯行が安易な相手を選ぶ傾向があると思われる。
- ・ 居住状況（**3-1-3表**）を見ると、単身者も多い一方で、親と一緒に生活している者も意外と多いという印象を受けた。そういった者については、無差別殺傷事犯の前兆的な行動に気付いていた身近な人がいた可能性があるのではないかと思われる。これらの者が前兆・予兆的なものについて、その意味を正しく評価できれば、何らかの介入が可能であった可能性がある。

- ・ 前科の内容（**3-1-11図**）や非行歴・犯罪歴（**3-1-12図**）を見ると、前科がない者が過半数、非行・犯罪歴がない者が4割弱であり、また、不良集団所属関係（**3-1-13表**）を見ると、不良集団の所属歴がある者も少ない。前科・非行歴がなく、過去に不良集団に所属したことがない者が一定数存在することがうかがわれる。これらの者は、ある程度社会に適応してきながら突然無差別殺傷事犯を惹起したように見え、いわゆる「いきなり型」という評価をして良いと考える。なお、最近の少年非行の情勢等を見ると、全体的な傾向として一般の非行少年でも不良集団そのものにも所属・適応できない者が増えていることから、一般的な非行少年の変化として不良集団に所属せずに事件を起こす単独犯が増加していることが背景となっている可能性も否定できない。
- ・ 調査対象の無差別殺傷事犯者の属性に関するデータを見ると、不良集団への所属歴の少なさ、交友関係の希薄さ等から見て、コミュニケーション能力が低く、友人等が少ない中で、孤立し、攻撃性を内部にためていたタイプが多いという印象を受ける。
- ・ 無差別殺傷事犯者は、その性格上、ほとんどが単独犯のはずである。一般的に了解し難い動機に基づく犯罪であり、その動機を他人と共有しにくい。調査対象者では不良集団への所属歴のある者が少ないが、仮に不良集団にせよ、その他の集団にせよ、何らかの集団への所属関係があれば、集団力動が発生し、共有されにくい独自の動機に基づく無差別殺傷事犯を惹起することに対する抑止力になることもある。仮に、何らかの攻撃を行うとしても、その場合は、集団内の仲間が攻撃の対象として選ばれることが多いものと考えられる。
- ・ 調査対象者の精神鑑定（本鑑定）による精神障害等種別状況（**3-3-4図**）を見ると、精神障害やパーソナリティ障害等の精神障害等があると診断された者の割合が比較的高いとの印象を受けた。矯正施設内において粗暴行為等を行う一群（**4-2-7図**）と、反社会的パーソナリティ障害等のパーソナリティ障害を有する者との重なりは注目される。
- ・ 一般的に攻撃性は、その対象についての個体識別性が増せば増すほど、また、距離が近くなればなるほど増強する。一方、究極の攻撃・破壊行動である殺人は、その遂行において大きなエネルギーを要するため、それに応じた強い個別的な動機があって初めて成立する。通常の殺人はこの原理に当てはまっており、ある程度了解可能である。しかし無差別殺傷事件においてはこの原理が成立せず、それゆえに不可解でセンセーションを巻き起こし、世間の耳目を集めていると考えられる。この間隙を埋める仮説として精神病理学的には三つのメカニズムが考えられる。第一には内閉的思考(dereistic thinking)であり、現実的な体験における相互作用の中で修正されることなく、偏った方向にプログラム形成が進行していくことである。第

二は投影(projection)であり、精神内界の葛藤が外在している人や事物に投射されることである。第三は解離(dissociation)であり、本来、合目的的であるはずの一連のプログラムの一部が断片化して作動してしまうことである。無差別殺傷事犯者では自殺企図を認めることが比較的多いことから、無差別殺傷事犯は、自己の物理的生命、又は社会的生命を絶つ行為と見ることもでき、間接自殺・拡大自殺という側面を有しているものが含まれているとも考えられるであろう。自殺企図の有無という視点は重要である。

- ・ 被害者の選定理由(3-2-11図)で、女性や子ども等といった弱者を避けて、男性を被害者として選ぶというのは、前途のある者を殺害しないといった独特の論理であり、自己の行為に対するそれなりの正当性の主張もうかがわれる。発達の偏りなどの発達特性にある者に独特の論理と一定の共通性が垣間見える。選定理由で幸福そうな相手を被害者として選定するというのは、境遇の不満に対する裏返しでもあり、自己の境遇の不満のうっ憤晴らしとしての攻撃とも言える。
- ・ 犯行後の行動(3-2-19図)を見ると、犯行後に自首した者が52人中8人であって、多いという印象があるが、自己の境遇に対する不満があり、事件によって自己の状況、心情を理解してほしいという気持ちがある場合に、アピールという意味を込めて、自首するという場合があるのではないかと思われる。
- ・ 無差別殺傷事犯者の中にも、いろいろなタイプの者が考えられ、全体をひとまとめにすると、特徴が相殺される場合がある。類型分けを試みた上で、それぞれの特徴の有無を検討することも有用である。

2 無差別殺傷事犯者の類型分けについて

本研究においては、無差別殺傷事犯者を類型別に把握し、その特徴等を見るために、先行研究等も参照しながら、犯行形態別類型(単一殺人型、大量殺人型、連続殺人型、スプリー殺人型)、前科別類型(粗暴前科群、前科なし群、その他前科群)、及び動機別類型(自己の境遇への不満、特定の者への不満、自殺・死刑願望、刑務所への逃避、殺人への興味・欲求、不明)を設定し、特徴等を分析した。各類型の意義・特徴等について専門家から出された意見は、以下のとおりである。

- ・ 犯行形態別類型における「大量殺人型」と「スプリー殺人型」は、精神医学的観点からは類似性があるのではないかと考えられる。
- ・ 「単一殺人型」に計画性がない者が多い傾向が、それ以外の複数の者に対する殺人のうち、「大量殺人型」、「連続殺人型」に計画性が多い傾向がややうかがえるようであるが、殺人の意味に対する認識が弱い場合には、計画性なく、安易な手法で殺人行為に及ぶということはあると考えられる。
- ・ 「大量殺人型」については、従前から自殺願望が強いという指摘がなされている。

- ・ 前科別類型に関しては、「前科なし群」と「粗暴前科群」を比較すると、事前の想像と違って、「前科なし群」と「粗暴前科群」で交友関係の差が少なく、「前科なし群」であっても意外と孤立していない印象を受ける。「粗暴前科群」については、問題行動を繰り返す中で段々と人間関係が希薄になる一方で「前科なし群」の交友関係の中に、表面上の付き合いだけのものが含まれている可能性もあるのかもしれない。
- ・ 拡大自殺という観点から見ると、動機別類型における「自殺・死刑願望型」は拡大自殺という側面が強く出ている。また、「刑務所への逃避型」も社会的生命という観点から類似の側面を有するものがあるのではないかとと思われる。
- ・ 動機別類型での「刑務所への逃避型」は、嫌なものから逃げて生き延びるために犯行に及んでおり、被害者数も単一の者が多いなど、他の類型とはかなり異なる一群と言えるのではないかとと思われる。
- ・ 無差別殺傷事犯者の中でも、元々情動の欠如があつて人を殺すことを何とも思わないタイプと、人並みの道徳心はあるが追い詰められて実行するタイプとで大きく異なり、動機別類型の中では、「刑務所への逃避型」は、後者の者が多いという印象を受ける。
- ・ 「特定の者への不満」を動機とする類型では、敵意を抱いていた本来の相手（例、関係不全の状態にあつた親）を困らせるために事件を起こす場合があり、そのような場合、本来の敵意の対象に屈折した形で間接的に攻撃を加えているという見方もできる。また、対象者内部の攻撃的なエネルギーが本来の敵意の対象に焦点付けられていないという点では、直接的・計画的に意図的に本来の敵意の対象に攻撃の矛先を向けることができずに、一種の醜態状態が生じ意識変容を起こしているときにこの種の事犯を惹起していることも考えられる。
- ・ 「殺人への興味・欲求」を動機とする類型では、精神医学的には性的本能との関連性がうかがえる。また、この類型では、殺人の計画性、犯行の準備をするという特徴が見られると考えられる。その意味では、予兆を捕まえやすいのではないかと推察される。

3 無差別殺傷事犯者への対応・対策の在り方について

無差別殺傷事犯者への対応・対策の在り方について、専門家から、いずれも難しい問題であり、特に費用対効果の問題、法的な問題等を考えると、対策を行うに当たってはいろいろな隘路があるが、その点に留意しつつも、現状についての問題点が指摘され、また、その改善策等が提案された。その概要は、以下のとおりである。

- ・ 無差別殺傷事犯と自殺の関係は深いものがある。その意味で、自殺防止対策は、無差別殺傷事犯の防止という観点からも意味があると思われ、政府の行っている自殺

総合対策大綱の施策は無差別殺傷事犯の防止という観点からも充実強化が望まれると言えるであろう。

- ・ 何らかの集団への所属関係があれば、無関係の者に対する無差別殺傷事犯には結び付きにくいと考えられることから、社会的な孤立を避けるための方策は、有用であろう。
- ・ 刑事施設において処遇された者で、精神障害等があり、自傷・他害のおそれがある者については、退所に当たって精神保健福祉法26条通報が行われているが、それに基づく都道府県の診断は受刑中になされ、投薬等の成果で、措置入院の要件を満たさないとの判断がなされやすい傾向がある。これらの問題を解決するため、刑事施設において、都道府県との連携を緊密にし、対象者の病歴、実情、問題点等を詳しく説明することにより、都道府県で適切な対応がとれるようにすると良い。また、通報して終わりではなく、対象者がきちんと通院して治療を受けるまで支援を広げないと効果が上がらない。刑事施設出所時にも、リスクのアセスメント・スクリーニングを行い、何らかの精神障害を有し、リスクが高い者については、障害を有する刑務所出所者等を地域における医療・福祉サービスに積極的につなげて行く地域定着支援センター等の関係機関と連携することにより、医療機関等につなげて行くなど出所後の体制を整えていくことが必要である。反社会的パーソナリティ障害者に対する対応は、難しい問題である。治療可能性については、種々の議論があり、心神喪失者等医療観察制度^(注27)の対象ともなっていない。しかしながら、イギリスで行われているような治療共同体プログラム（第7章参照）を参考にしつつ、刑務所において、そのような取組を行うことには意味があるのではないと思われるし、やらないよりはやった方が良い。少なくとも、社会内よりは施設内の方が、これらの取組を行いやすいのは確かであり、まずは刑事施設内での取組を進めるべきであろう。もっとも、それを行うためには、現在の人的体制では困難を伴うので、その整備が必要であろう。また、刑事施設出所後は、本人に何らかのメリットがないと、これらのプログラムに参加しないであろうし、出所後も引き続き行わないと、効果が上がりにくいから、その点をどうするかが問題である。
- ・ 無差別殺傷事犯者の処遇の現状を見ると、帰住先の調整に困難が伴い、結果的に仮釈放とならず、満期で刑務所を出所するケースが多い。一般的に満期釈放者について社会復帰の支援の在り方が問題であるが、無差別殺傷事犯者で満期で釈放される者については、さらにその問題が大きいであろう。出所後の帰住先を確保していくため、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の刑事施設への配置が推進されて

注27 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的として、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行う制度

いるが、このような取組は有用である。これらの有資格者によって医療・福祉機関との連携が図られている。この取組をさらに充実させて、帰住先の調整等をより積極的に行っていくことが必要である。これは、無差別殺傷事犯者だけに限った問題ではなく、広く一般的な満期出所者への処遇を充実させる観点からも有用であり、費用対効果の面でも意味があろう。

- ・ 満期釈放時のアセスメントにおいてリスクが高いとされたグループに対して、刑事施設満期釈放により処遇が終了し、社会復帰への支援・援助がなされない状態は好ましくない。制度又は運用を変えることにより、満期釈放により処遇が完全に終わるのではなく、満期釈放後も一定期間の間、何らかの処遇を行い得る枠組みが必要ではないかと思われる。
- ・ リスクの高いグループに関する処遇・対応の在り方一般としては、リスクは避けられないものとして、問題状況に対応するためのレジリエンス（極度の不利な状況に直面しても、正常な平衡状態を維持することができる能力）を高めるという取組が最近増えてきている。対象者を処遇するに当たっては、プラスの面を伸ばすような働き掛けが必要である。
- ・ リスクアセスメントは重要であるが、それだけで終わっては意味がない。同様に、刑事司法における精神鑑定も、単に裁判にのみ用いて終わるのではなく、その後の処遇・治療にも十分に活用することが重要である。精神鑑定を行うに当たっては、そのような心づもりで鑑定書を作成している。リスクアセスメントに加え、リスクコミュニケーションとして、関係機関における情報の共有を進めていく必要がある。
- ・ 心神喪失者等医療観察制度では、医療機関、福祉機関、保護観察所等の関連機関による多職種連携チームが処遇に当たっているが、多職種・多人数が関与することにより相応の実績を上げており、重大な他害行為の再犯は非常に少ない。この心神喪失者等医療観察制度の成功のポイントとしては、アセスメントを多数の専門家が多角的に行うこと、機械的に退院させるのではなく、適切に地域社会に戻った後の環境を調整すること、退院させて終わりではなく精神保健観察に付されるなど社会復帰を支援するための取組が充実していること、対象者に関する処遇・治療上必要な情報が共有されることなどが挙げられる。この仕組みを参考として、同制度の対象とならないが、リスクの高い者に対しての処遇・支援の在り方を考えることが必要である。もちろん、その場合には、社会内における処遇体制を充実するための予算面・人的体制面での整備が不可欠である。
- ・ 临床上、診療の中で他害行為をしそう・したいという気持ちや実行の計画を巡らしているといった内心を語る患者も一定数見られるが、専門家が丁寧に話を聞いていくうちに、解消されることもある。これらの者に対する対応の在り方について、関

係者が理解しておくこと、無差別殺傷事犯を含む他害行為を減らすことが期待できる。リスクの高い対象者の社会内処遇に携わる保護観察官、保護司、さらに対象者の家族等に対して、前兆・予兆的なものの把握・評価の仕方、それらの場合における適切な対応方法等について、研修等を通じて教授していくことが重要であろう。

- ・ 少年によく見られるが、自殺や殺人を示唆する言動を行う者がいる。しかし、言語化し、さらに、その言動に適切に対応する者がいることで問題が解消されるケースも多いことが知られている。対面で現実の相手に話せない場合に、インターネットへの書き込みをする事例もあると思われるが、そのような場合には、医療従事者が診療外来で対面して対応する場合に比べて問題が解消されにくい。インターネットでの掲示板等の書き込みに注目していくのは、予兆の発見として意味がある可能性がある。
- ・ 医療従事者や心理療法家等が、その業務の過程で患者の他害のリスクを認知する場面がある。その場合の対応については、守秘義務及び患者との信頼関係の問題を含めて、どう対応すべきか苦慮している場合が多い。その場合の対応の在り方を相談する窓口や通報先を公的機関に設けて、適切な対応をとれるようにするとよい。自殺の予兆がある場合における対応と同様に、他害の予兆がうかがわれる場合への対応の在り方、マニュアルなどをまとめておくと良いかもしれない。これらの場合、いまだ犯罪等に及んでいない時点では、強制的に危機介入を行うことは困難かもしれない。しかし、情報を共有し、見守りができるような地域ネットワークがあるだけでも、意味があると思われる。